

## 工事完了公告前の建築承認（不承認）通知書

第 号

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

平成 年 月 日付で申請のあった については、  
都市計画法第37条第1項ただし書の規定により承認する。  
承認しない。

平成 年 月 日

観音寺市長 白 川 晴 司

承認の内容（不承認の場合は申請の内容）

建築物を建築しようとする土地の所在・地番及び面積	
開発許可年月日及び許可番号	
建築の承認をする建築物等	

承認の条件（不承認の理由）

（付 記）

- 1 この承認に係る建築行為の施行に際しては、都市計画法令、承認条件、指示命令その他関係法令等を守り工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、観音寺市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、観音寺市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。